資格手続早見表（一般組合員等）

区分	提出書類名	資格取得			資格喪失			組合員の職種変更	組合員の種別変更	派遣職員に関する手続き			
		新規（再就職）	内部転入	外部転入	退職	内部転出	外部転出			在職派遣		退職派遣	
										派遣時	終了時	派遣時	終了時
組合員	① 組合員資格取得届書	○		○									
	② 組合員異動報告書（※1）		○		○	○	○		○	○	○	○	○
	③職種変更報告書							○					
	辞令写	△						○		○	○	○	○
	④年金加入期間等報告書	○		○									
	被保険者記録照会回答票等	○		○									
	⑤基準収入額適用申請書（70歳以上75歳未満の組合員で標準報酬月額28万円以上の方のみ）	○		○					○				
	⑥退職届書				○		○						
	⑦組合員期間等証明書				○	○	○						
	人事記録の写				◇	◇	◇						
	⑧継続長期組合員資格取得届書											○	
	⑨継続長期組合員資格喪失届書												○
	派遣先辞令写等											○	○
	⑩年金受給権者再就職届書	●		●									
被扶養者	⑪ 被扶養者申告書	☆		☆								☆	☆
	第3号被保険者関係届	☆	☆	☆									☆
	被扶養配偶者の基礎年金番号が確認できる書類のコピー	☆		☆									
資格確認書（カード型）等の返却（※2）					○	○	○		◎			○	
⑫組合員住所変更届		☆組合員住所（住民票）に変更があった場合提出してください。											

注意事項　１．「組合員の種別変更」の欄は、継続長期組合員（退職派遣）の種別変更を除きます。
（「派遣職員に関する手続き」の退職派遣の欄を参照・確認ください。）

２．在職派遣者についても、組合員異動報告書を提出してください。この場合、報告書の組合員種別欄に在職派遣を記入してください。

３．●印の欄は、公務員共済年金の受給権がある人（熊本県市町村職員共済組合以外の組合の年金を含みます）が再就職した場合のみ提出してください。

４．△印の欄は、任期付職員（フルタイム）の場合のみ提出ください。

５．◎印の欄は、75歳に到達した場合に、高齢受給者証及び資格確認書等を返却ください。

６．☆印の欄は、該当者がいる場合に提出してください。

７．◇印の欄の、人事記録の写し（期末手当等の記録を含む）は、平成２７年１０月前の加入期間がある組合員のみ提出してください。

（※１）連記式の組合員資格喪失報告書及び組合員転出報告書も使用できます。

（※２）喪失日が令和７年１２月１日以前の場合は、組合員証及び被扶養者証を含みます。共済組合から資格確認書（カード型）等の交付を受けていない場合は、不要です。

資格手続早見表（短期組合員）

区分	提出書類名	資格取得（新規・再就職）	資格喪失（退職）	組合員の職種変更	種別変更		他の所属所へ異動					
					短期組合員から一般組合員へ	一般組合員から短期組合員へ	短期組合員から短期組合員へ		短期組合員から一般組合員へ		一般組合員から短期組合員へ	
							異動元	異動先	異動元	異動先	異動元	異動先
組合員	① 組合員資格取得届書	○			○			○		○		○
	② 組合員異動報告書（※１）		○		○（種別変更）	○（種別変更）	○		○		○	
	③職種変更報告書			○								
	辞令写			○	△					△		
	④年金加入期間等報告書				○					○		
	被保険者記録照会回答票等				○					○		
	⑤基準収入額適用申請書（70歳以上75歳未満の組合員で標準報酬月額28万円以上の方のみ）	○						○				
	⑥短期組合員退職届書		○		○		○		○			
	⑦退職届書					○					○	
	⑧組合員期間等証明書					○					○	
	人事記録の写					◇					◇	
	⑨年金受給権者再就職届書				●					●		
被扶養者	⑩ 被扶養者申告書	☆						☆		☆		☆
	第3号被保険者関係届	☆			☆	☆		☆		☆		☆
	被扶養配偶者の基礎年金番号が確認できる書類のコピー				☆					☆		
資格確認書（カード型）等の返却（※２）			○				○		○		○	
⑪組合員住所変更届		☆組合員住所（住民票）に変更があった場合提出してください。										

注意事項　１．●印の欄は、公務員共済年金の受給権がある人（熊本県市町村職員共済組合以外の組合の年金を含みます）が再就職した場合のみ提出してください。
２．☆印の欄は、該当者がいる場合のみ提出ください。
３．△印の欄は、任期付職員（フルタイム）の場合のみ提出ください。
４．◇印の欄の、人事記録の写し（期末手当等の記録を含む）は、平成２７年１０月前の加入期間がある組合員のみ提出してください。

（※１）連記式の組合員資格喪失報告書も使用できます。
（※２）喪失日が令和７年１２月１日以前の場合は、組合員証及び被扶養者証を含みます。共済組合から資格確認書（カード型）等の交付を受けていない場合は、不要です。